

原子力安全規制組織運営に望むこと

—実務経験と反省から—

平成23年8月9日

元原子力安全・保安院長 佐々木 宜彦

1 規制組織運営に求められる機能と能力

- ① 緊急時における危機管理、自ら事象を解析し予測評価できること
- ② 規制ルールの策定
- ③ 被規制者が規制ルールを遵守していることの監視
- ④ 科学的、合理性に基づく規制根拠の説明責任
- ⑤ 法令に基づく許認可行為
- ⑥ 規制の国際整合

2 組織運営の鍵は第一に人、第二に法制度による権限と責任

① 規制組織に求められる人材の能力と力量

原子力安全に関し高度に専門的知識と経験を有することはもとよりであるが、高い志の下、強い使命感と責任感を自覚していること。加えて、原子力施設の現場と現実を把握し理解できる能力を有すること

また、規制することによって何を達成しようとするのか、規制の本質を見極めることができる人間としての誠実さや総合力が求められる。

規制組織は規制そのものが自己目的化すること、マンネリズムによる安易な妥協を厳に戒めなければならない。

② 人材育成と確保の重要性

有能な人材を育て確保できるような人事研修制度を確立する必要がある。
例えば、

- 先進国の規制機関、国際機関への派遣研修—
少なくとも2年、年間10人から20人程度の規模は必要か
- 国内外の原子力教育機関における基礎カリキュラムの履修
- 審査官、検査官の資格付与の見直しと給与等のインセンティブ付与
- 採用の弾力化 他省庁との人事交流、民間からの人材登用

人材確保のためには既存組織の一部とりこみなど抜本的な見直しに加え、処遇条件など公務員制度についても弾力化等見直しが必要。

さらに、すべての業務を国に集中させることは、人員の肥大化につながり、効率的ではなく、定常的な業務については民間第三者機関による認証制度の活用を図るような制度設計が求められる

③ 危機管理能力を高めるために

今回の事故検証作業を踏まえて、原子力災害対策特別措置法の運用の問題点を明らかにし、法改正を含め見直すことが必要になるのではないか。

規制組織の危機管理能力を高めるためには、
例えば

- 危機管理対応の特別チームを機動的に編成し日頃から養成するシステム構築
- 強力なリーダーシップを発揮できる人材確保と指揮命令系統の明確化
- 咄嗟の判断、行動、対応を可能とする日頃からの訓練（ブラインド訓練）
など緊張感を持続し不断の訓練が肝要
- 情報開示、マスコミ対応の日頃からの訓練が不可欠

3 規制組織の権限と責任範囲を明確にする

① 原子力安全規制体制の一元化が適当

② 実用原子炉の安全規制法体系の一元化が適当

原子炉施設立地、配置、設計、施工、運転・補修を通じてトータルな安全システムを構築するための法制度とする。

2段階規制、構造材料などモノの規制への偏りからの転換

原子炉等規制法、電気事業法の規制の一本化による簡明でわかりやすい規制の実現。

新知見、新技術の規制へのフィードバックシステムを法的に担保する。

③ 権限を有する組織に対しては内外の機関を活用した監査、パフォーマンス評価の仕組みを構築しておく必要がある

あるべき組織の検討と同時に規制体制、法制度の見直しが必要となさなければ、真の意味での安全性向上につながらない。

4 地方自治体と規制組織の関係

① 安全規制権限は国の専管事項とはいえ、自治体の長が第三の規制者権限を有しているかのような現実にとどのように取り組むかは政治の課題であろう。

② 自治体、規制組織、事業者の相互の関係は、原子力安全に対する歴史的な積み上げの上で成り立っており、地域におけるコンセンサス形成のプロセスとして基本的に尊重すべきもの。

③ 新たな規制組織が信頼に足りうる組織として社会的に認知され実績を積みめば、自治体の長が原子力安全に係る意思決定、判断を行う上での負担を軽くするための法制度を整えていくことは、複雑で困難な道とはいえ改善していく必要がある。

例えば、原子力安全協定と法制度との関係整理、規制者の行為に対し自治体の長は規制根拠の説明を求める法的権利を明確化するなどの検討があげられよう。